

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案

要綱

一 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関する規定の施行期日を「公布の日」（平成二十八年十月実施）から「平成二十九年四月一日」に改めること。 （第七条及び附則第一条第二号関係）

二 その他所要の規定の整理を行うこと。